平成２２年（フ）第１０３１号
京都市伏見区深草鈴塚町１番地５
債務者　成瀬　　清
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４３号
京都市西京区下津林東芝ノ宮町63番地
債務者　昌山裕幸こと　曺　　三吉
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７０号
京都市山科区西野山百々町29番地の４
債務者　樹山　昌代
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４９号
京都市北区紫野上鳥田町８番地
債務者　若林美代子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５０号
京都市伏見区久我森の宮町２番地の１　第20洛西ハイツ久我405号
債務者　大月　将美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７０号
京都市山科区東野中井ノ上町17番地１　市営住宅３棟103号
債務者　横山運送こと　横山　雅廣
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７６号
京都府八幡市男山泉18番地18　鹿野ハイツ西103号
債務者　大前　庸子（旧姓京極）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
京都府京丹後市網野町島津1143番地の１
債務者　小西　圭三
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５０号
京都府京丹後市網野町島津1143番地の１
債務者　小西かおる
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５２号
京都府宮津市字波路459番地の２
債務者　徳田　大和
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４６７号
大阪府岸和田市加守町４丁目22番23―202号、前住所大阪府岸和田市春木中町６番26号シャトー・ラ・ベニヤ中町203号
債務者　山村　　勝
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
大阪府泉大津市東豊中町１丁目３番14―213号
債務者　岡野　方子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８４号
大阪府和泉市小田町１丁目６番26号
債務者　勢口　和子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
兵庫県加東市社718番地
債務者　宮野　暁子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第５８号
兵庫県西脇市和田町815番地の18
債務者　梨木　京子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６７号
兵庫県加東市北野52　レオパレスＤＩＡＮＡ101号室、住民票上の住所福井県南条郡南越前町牧谷第27号２番地の10
債務者　平田　知代
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３６６号
奈良県大和郡山市冠山町５番11号
債務者　本田妙恵子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所